

年度内 全地整で設計変更手引き

事例、手続きを具体化

施工面の片務性は正へ 国交省

国土交通省は、施工面での片務性は正にに向けた取り組みを強化する。設計変更の円滑化に向けては、今年度内に全地方整備局で「設計変更ガイドライン」を整備。設計変更の有無を事例で示し、変更手続きの流れを具体的に明示する。各工事では初回の第三者会議にガイドラインを提示し、受発注者双方の周知徹底を図る。設計やり直しなど時間のかかる変更には、工期を延長できる工事一時中止等の手引きも作成する。受注者に対しては施工段階の苦情を二元的に受け付ける苦情相談窓口を創設。発注者間の協議会や業界団体、OB等から構成し、相談・苦情内容に応じて対応部署の紹介等を行う。

とで、詳細設計時など川上段階での工夫につながる。

設計変更は受注者から発注者へ相談しても応じない、または現場を把握していないため結論が遅れ、その間に工事が中断する悪影響をかねてから指摘されていた。

これからの課題解決にむけて同省は「発注者の意識改革」を目的に、設計変更や工事一時中止などのガイドライン整備に加え、受注者の質問を即日回答するワンデイレスポンス、検査頻度を増加して出来高部分払いを行う施工プロセス検査の試行を拡大する。

施工プロセス検査は07・08年の2か年で1000件試行を目指している。チェック方法は品質検査員が日々の工事状況を確認、新設した主任検査職員が2か月に1回程度の割合で出来高を確

認し、工事進捗度に合わせ下請業者へ出来高部分払いを実施する仕組み。

同省は検査の増大に伴い、施工プロセス検査の検査員をプロポーザル方式で業務委託する方

設計変更ガイドラインは、口頭のみ指示など変更できないケースや変更できる事例を変更手続きも含めて具体化する。変更可能な条件を契約図書など「書面で明示」することがポイントだ。関東地方整備局が先駆けて案をまとめており、全地方整備局で策定した後はHP等を通して、発注者の内部職員や関係団体への周知を図る。

各工事では工事着手時の第三者会議（発注者、受注者、コンサルタント）で、同ガイドラインを用いて説明し、請負者の認識を深める。

第三者会議を通じて、施工段階では、下請契約、施工方法を定める施工契約書の作成時に地域条件・制約等を盛り込めるよう反映できる。また、コンサルタントが施工途中の設計変更を把握するこ

とで、詳細設計時など川上段階での工夫につながる。

設計変更は受注者から発注者へ相談しても応じない、または現場を把握していないため結論が遅れ、その間に工事が中断する悪影響をかねてから指摘されていた。

これからの課題解決にむけて同省は「発注者の意識改革」を目的に、設計変更や工事一時中止などのガイドライン整備に加え、受注者の質問を即日回答するワンデイレスポンス、検査頻度を増加して出来高部分払いを行う施工プロセス検査の試行を拡大する。

施工プロセス検査は07・08年の2か年で1000件試行を目指している。チェック方法は品質検査員が日々の工事状況を確認、新設した主任検査職員が2か月に1回程度の割合で出来高を確